

26 川崎市ブロック塀等撤去促進助成金交付要綱

【まちづくり局建築指導課】

(目的)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するため、道路等及び公園等に面したブロック塀等の撤去に要する費用の一部に対する助成金の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀及びその他これらに類する塀（塀に付随する門柱を含む。）をいい、擁壁及び土留めは含めない。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第42条に規定する道路（以下「基準法上の道路」という。）のほか、不特定多数の者の通行の用に供する通路をいう。
- (3) 公園等 都市公園法第2条に規定する都市公園及びその他の不特定多数の者が利用する公園及び広場をいう。
- (4) ブロック塀等所有者等 ブロック塀等の所有者（共有のものにあつては、その代表者）及び管理者をいう。
- (5) 助成対象工事 川崎市域において、道路等又は公園等に面し、別表1に掲げる安全性が確認できない高さ1.2mを超えるブロック塀等について、ブロック塀等の高さが1.2m以下となるように撤去（門柱のみの撤去を除く。）する工事をいう。ただし、過去にこの要綱に基づき、第10条の通知を受けた同一の敷地で行う事業は除く。
- (6) 申請者 この要綱に基づき、助成金の交付を受けようとするブロック塀等所有者等をいう。
- (7) 助成対象者 この要綱に基づき、助成金の交付決定を受けたブロック塀等所有者等で撤去を行う者をいう。

(対象費用及び助成金の額)

第3条 助成金の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、前条第5号に規定する助成対象工事に要する費用とする。ただし、消費税等相当額及び川崎市等の他の事業により助成対象工事について助成金を受ける部分に係る費用は除く。

- 2 助成金の額は、対象費用又はブロック塀等の見付面積に単価上限 12,500 円/m²を乗じて算出した事業費のいずれか低い方の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、助成金の額は、300,000 円を上限とする。また、助成金の額の算定において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。なお、助成金の額は予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 4 条 申請者は、助成金交付申請書（第 1 号様式、第 1 - 1 号様式、第 1 - 2 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業開始予定日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の撤去前の写真等
- (2) 案内図
- (3) 配置面
- (4) 見付図
- (5) 助成対象工事の見積書等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、助成金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、やむを得ない場合を除き、助成金の交付の申請が到達してから 30 日以内に当該申請に係る助成金の交付の決定又は助成金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 申請者は、第 4 条の規定による申請をした日から前条第 1 項の規定により市長が交付を決定する前日までに、助成金交付申請取下げ届（第 4 号様式）により交付申請を取下げることができる。

(事業の着手)

第 7 条 助成対象者は、第 4 条の規定による交付申請における事業開始予定日にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定による助成金の交付決定後でなければ、事業に着手してはならない。

(事業の変更等)

第 8 条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）においては、助成金変更承認申請書（第 5 号様式）を、事業の廃止をしようとする場合においては、助成金廃止承認申請書（第 6 号様式）を市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 対象費用又は事業内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象者を変更しようとするとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

- (1) 助成金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認すべきものと認めたとき 助成金変更承認通知書（第 7 号様式）
- (2) 助成金廃止承認申請書の提出があった場合において、廃止を承認すべきものと認めたとき 助成金廃止承認通知書（第 8 号様式）
- (3) 助成金変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認することが不適當であると認めたとき 助成金変更不承認通知書（第 9 号様式）

3 助成対象者は、第 1 項ただし書きにある助成金交付決定額の変更を伴わない軽微な変更をしようとする場合においては、助成金軽微変更届（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第 9 条 助成対象者は、第 5 条第 1 項に規定する助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、助成金工事完了報告書（第 12 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として、当該事業に係る助成金の交付決定を受けた年度の 2 月末日までに市長に提出

しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

- (1) ブロック塀等の撤去後の写真
- (2) 助成対象工事の契約書等の写し
- (3) 助成対象工事の領収書の写し

(助成金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第 13 号様式）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付等)

第 11 条 前条に規定する通知を受けた助成対象者は、速やかに、助成金交付請求書（第 14 号様式）により当該助成金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 12 条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 正当な理由なく、助成金の交付請求を行わなかったとき
- (4) 前 3 号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の取消しをした場合は、助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により助成対象者に助成金の交付決定を取り消す旨を通知するものとする。

(フェンス新設に係る責務)

第 13 条 助成対象者は、ブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する場合には、軽量フェンス等の設置に努めるものとする。やむを得ずブロック塀等を新設する場合には、建築基準関係規定に適合したブロック塀等とし、適切に維持管理を行うものとする。

- 2 建築基準法第 42 条第 2 項の道路に面するブロック塀等を撤去したのち、フェンス等を新設する助成対象者は、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき協議を行わなければならない。

(他制度との併用)

第 14 条 助成対象者は、他の助成金等を併せて受けようとするときは、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の助成等を行う機関と調整を図るものとする。

(検査等)

第 15 条 市長は、助成金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求め、又は助成対象者の協力を得た上で、職員に当該事業の敷地等に立ち入り、検査させることができる。

(事業の適正な遂行)

第 16 条 助成対象者は、助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成金の返還等)

第 17 条 市長は、第 12 条の規定により助成金交付を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の助成対象者に対して期限を定めて助成金の返還を求めることができる。

(法令等の遵守)

第 18 条 助成対象者は、法令等を遵守するとともに、当該事業の実施箇所又はその周辺で実施している、又は実施が予定されている公的事业等の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

別表1 安全性の確認

(1) コンクリートブロック造の塀

| 項目 | | 基準 |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| ① | 塀の高さ | 塀の高さは地盤面から 2.2m以下である |
| ② | 塀の厚さ | 塀の厚みは 10 cm以上である (塀の高さが 2.0m超え 2.2m以下の場合は 15 cm以上である) |
| ③ | 控え壁 | 塀の長さが 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある |
| ④ | 基礎 | コンクリート基礎がある |
| ⑤ | 塀の健全性 | 傾きやひび割れ等がない |
| ⑥ | 鉄筋 | 塀の中に直径 9mm以上の鉄筋が縦横とも 80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている |

(2) 組積造の塀

| 項目 | | 基準 |
|----|-------|-----------------------------------------|
| ① | 塀の高さ | 塀の高さが地盤面から 1.2m以下である |
| ② | 塀の厚さ | 塀の厚さは高さの 1/10 以上である |
| ③ | 控え壁 | 塀の長さが 4.0m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある |
| ④ | 基礎 | コンクリート基礎がある |
| ⑤ | 塀の健全性 | 傾きやひび割れ等がない |

(3) 万年塀

| 項目 | | 基準 |
|----|-------|-------------|
| ① | 塀の健全性 | 傾きやひび割れ等がない |

附 則（平成 30 年 10 月 30 日 30 川ま建指第 351 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

大阪府北部を震源とする地震の発生日（平成 30 年 6 月 18 日）からこの要綱の施行日前日までの間に事業に着手した助成対象工事については、第 7 条の規定は適用せず、対象費用に含むものとし、第 4 条中「事業開始予定日前」とあるのは「平成 30 年 12 月 28 日」と読み替えるものとする。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日 31 川ま建指第 46 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日 2 川ま建指第 497 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

助成金交付申請書（第 1 号様式）

助成金交付決定通知書（第 2 号様式）

助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）

助成金交付申請取下げ届（第 4 号様式）

助成金変更承認申請書（第 5 号様式）

助成金廃止承認申請書（第 6 号様式）

助成金変更承認通知書（第 7 号様式）

助成金廃止承認通知書（第 8 号様式）

助成金変更不承認通知書（第 9 号様式）

助成金交付決定取消通知書（第 10 号様式）

助成金軽微変更届（第 11 号様式）

助成金工事完了報告書（第 12 号様式）

助成金額確定通知書（第 13 号様式）

助成金交付請求書（第 14 号様式）